

平成30年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年6月11日（月曜日）

○議事日程（第3号）

平成30年6月11日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第34号 尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第35号 尾鷲市市税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第36号 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第37号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 6 議案第39号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 7 議案第40号 尾鷲市道路線の廃止について
（質疑、委員会付託）
- 日程第 8 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1番 三 鬼 孝 之 議員 | 2番 内 山 將 文 議員 |
| 3番 奥 田 尚 佳 議員 | 4番 楠 裕 次 議員 |
| 5番 上 岡 雄 児 議員 | 6番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7番 村 田 幸 隆 議員 | 8番 仲 明 議員 |
| 9番 小 川 公 明 議員 | 10番 南 靖 久 議員 |
| 11番 高 村 泰 徳 議員 | 12番 野 田 拓 雄 議員 |
| 13番 濱 中 佳 芳 子 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長 加 藤 千 速 君

副市長	藤吉利彦君
会計管理者兼会計課長	佐野憲司君
政策調整課長	大和勝浩君
総務課長	下村新吾君
財政課長	宇利崇君
防災危機管理課長	神保崇君
税務課長	吉沢道夫君
市民サービス課長	内山雅善君
福祉保健課長	三鬼望君
環境課長	竹平專作君
商工観光課長	北村琢磨君
商工観光課参事	芝山有朋君
水産農林課長	内山真杉君
建設課長	高柳伸浩君
水道部長	尾上廣宣君
尾鷲総合病院事務長	河合良之君
尾鷲総合病院総務課長	平山始君
教育長	二村直司君
教育委員会教育総務課長	内山洋輔君
教育委員会生涯学習課長	野地敬史君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大川太君
監査委員	千種伯行君
監査委員事務局長	仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長	岩本功
事務局次長兼議事・調査係長	高芝豊
議事・調査係書記	相賀智恵

[開議 午前 9時59分]

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において11番、高村泰徳議員、12番、野田拓雄議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第34号「尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第7、議案第40号「尾鷲市道路線の廃止について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題の6議案につきましては既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、楠裕次議員。

4番（楠裕次議員） おはようございます。今回の議会では質疑が1名ということで、12時までいいたら怒られちゃうので11時までに終わらせますけど、3点ほど質疑させてもらいます。

37号が2件、それから40号議案が2件ということで、まず、通告に従いまして、議案番号37号、平成30年度一般会計補正予算（第2号）、第2款第1項第3目25節の基金積立についてお伺いします。

ここでは2点ほど、まず、積立金額総額の根拠、今後の取り組みとその活用について御答弁をお願いしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） まず、都市計画事業基金への積立金額の根拠につきましては、平成28年度末時点における余剰金の累積額でございます。

今後の活用方法につきましては、都市計画認定を受けた事業に対する支出を考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 22年からいろいろと事業もなくして積み立てをしなきゃいけないところをどういうわけかわかりませんが、いろんな使途に使ったということで、22年から26年の間、県のほうで既に調査が終わってしまっていて、尾鷲市は充当割合が124%、いわゆるもう何も使っていないと。いわゆるプラスですから、何も使っていないという事実がもう出ていたわけなんですね。それを今までなぜ対応しなかったのかということ、特に償還については、過去の都市計画税を使っていろいろ事業をやっていますからある程度は現在も償還しているということ。それから、あと、都市計画税の収入比率、これが津市も2倍ぐらいあるんですけど、尾鷲市は3倍。こういう状況の中で、本来であればしっかりと都市計画的な事業について計画を立てて活用しなきゃいけないというところがあるはずなんですけど、今回、特に基金の積み立てが必要となったということは、今後の尾鷲市の事業についていろいろさらに検証しなきゃいけないんじゃないかなというところがあります。

また、一番私が気になっているところは、今回の使途の明確化、申しわけないんですけど、津市、四日市、伊勢、松阪、桑名、鈴鹿、尾鷲、亀山、鳥羽、この9市が調査の対象になっているんですけど、尾鷲市は、議会、それから住民に対する概要、その使途を全然明確にしていらないんですよ。ほかの市は、議会だったり住民に対して事業の概要、それからあと、使途の使い方を既に公表しているんですけど、尾鷲市は22年、それ以前からでしょうけど、全然公表もしていない。これって、計画的なまちづくりを本当にしているのかどうか。大事な税金を使ってやっているわけですから。

目的税、目的税でも、都市計画税については任意ですから国保税だとか水利権の関係だとか、そういうものとは同等であるわけなんですけど、そういうのを踏まえて、今後、尾鷲市としてこういう状況をさらに検証するどころではなくて、あと、肝に銘じていろいろ組み立てしなきゃいけないんじゃないかということ、尾鷲市のこれからの都市計画のあり方に影響を及ぼすと。降って湧いたみたいな仕事だとか、パッチアップ的な都市計画は本来あり得ないので、その辺を肝に銘じてやっていただきたいというふうに思っています。

また、担当課長のほうから、今後の活用にしっかり取り組んでいきたいというところをできれば具体的にその辺を、もしあるのであればこの席でお答えをいた

できればと思います。

議長（三鬼孝之議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 今後の活用方法の事業については、現在検討中でございます。

ですので、この場ですぐにお示しすることはちょっとできませんが、いろんな方向で都市計画事業への充当可能な事業について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） いろいろ事業の検討は進めていきたいということなので、これについてはまた一般質問に継続して、具体的にお話を聞きたいなというふうに思います。

続きまして、議案37号の同じく、平成30年度一般会計補正予算（第2号）の第5款第4項第5目15節工事請負費についてなんですけど、今回、説明があった内容から見て、算出の根拠、これについてちょっとまず、お聞きしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 商工観光課長。

商工観光課長（北村琢磨君） 取水ストレーナー取りかえ工事の算出根拠について御説明をさせていただきます。

本ストレーナーにつきましては平成17年度、尾鷲海洋深層水取水送水施設整備工事の際の積算歩掛かりをもとに最新の積算基準を用いて算出をしております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今、説明の中で、10年程度でフランジ部分が2カ所、亀裂が入ったという報告で取りかえする工事が出たわけなんですけど、ちょっと気になるのは、10年間の間に亀裂が入る場所が一行方向だったらストレーナーそのものが全部入るはずなんですけど、何でフランジの部分だけ入るかというところの打音検査とか、そういうのを継続してやっていたのかどうか、その辺がちょっと気になるんですけど、いかがでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 商工観光課長。

商工観光課長（北村琢磨君） 管理に関しましては、指定管理の業者に委託しております。たたいたりする検査まで確認をしていないんですけれども、管理検査に関しましては委託して運営していただいております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今回の発言は、いろいろ苦勞されているのはわかるんですけど、基本的には、ストレーナーそのものの見積もりをとるときに大事なところはフランジの構造だとか材質だとか、そういうところをしっかりと見ていないと、特に接地面、フランジシールの部分だとか、それからあと圧力、当然圧力管ですから、耐用管ですから、あと、温度管理だとか、そういうものをちゃんと仕様書にうたって、今回の見積徴収をしているのかどうか、その辺を確認します。

議長（三鬼孝之議員） 商工観光課長。

商工観光課長（北村琢磨君） 今回の見積徴収に関しまして、ストレーナーのみの見積もりを徴収しております。材質は変更しておりません。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） ストレーナー、10年もたって同じものの見積もりをとってしまふとまた同じような事例が出てしまうんじゃないんですかね。やはり材質がどんどん変わってきていますから、極端な言い方をすれば、多少高くても長期的に見たら長もちするものを見積もりのときに考えると、そういうふうにしていかないと、10年前にとった見積もりをそのままストレートに持ってきたら、品物が本当にあるんですかね、機械そのものというより。電化製品は大体7年でアウトになりますから、その辺の考え方って、見積もりをとるときにあったのかなかったのか。

議長（三鬼孝之議員） 商工観光課長。

商工観光課長（北村琢磨君） 同じ材質を使用したことにつきまして御説明させていただきます。

樹脂メーカーによる材質劣化試験を実施したところ、樹脂としての経年劣化は想定範囲内で、経年による劣化が今回破損の直接的な原因ではないと判断されました。一方、破断面からは、取水と停止に伴う繰り返し応力が加わった形跡が見られまして、ここを起点に破断したと考えられまして、直接的な原因の特定はまだできておりませんが、ストレーナー内部より何らかの衝撃を受けて破断している状況であるとの見解が出ております。

また、国内の公設による深層水の取水施設におけるストレーナーの材質が大半が本市と同様の材質をしておりまして、これまで破損の実績は本市以外はないと確認しております。

い目を見たときに結局安いものになるということもあるので、修繕費があるから
ないからじゃなくて、そういう視点をもっと捉えて工事請負費を上げないと。壊
れました、工事請負費、補正予算でお願いしますって、それ何なのという話にな
るわけですよ。

ですから、私の言いたいのは、ストレーナーが故障しました、修繕費じゃなく
て、こうこうこういう理由で壊れて、だけど、材質もこうだったんだけど、今回
こういう材質のほうが品質的にいいということなので、多少高くなるけど、こう
こうこうです。あるいは、高くなることによって、設置面だとかボルトの数が減
ったので安くなりましたとかいうことをしっかり報告してもらって、そこで委員
会なり何かでやっておかないと。これはほかの部署にも言えると思うんですけど、
壊れたから修繕、壊れたから修繕って何。壊れた原因をしっかりと考えてやってい
ただきたいなというふうに思うので。また、本体だけじゃなくて水圧の問題だど
か温度管理だとか、総合的に判断してやっていかなきゃまずいんじゃないかなど
いうふうに特に思いますので、フランジの部分については規定とかあるので、そ
の辺をちゃんとよく見て、もう一度考え直してもいいのかなというふうに思いま
すけど、既に見積もりをとってやっていることですから、今後の考え方として修
正ができるんだったら修正したほうがいいのかというふうに思いますので、ぜ
ひ2カ所のフランジが同じような方向でひびが入ること自体、異常なところがあ
るので、材質も含めて、日々の管理も含めて、しっかり積算を見直した上でやった
ほうがいいんじゃないかと考えますので、ぜひその辺を今後とも検討の課題にし
てくれればというふうに思います。

次に、議案40号、路線番号1092号の道路廃止について、これを三つまと
めてお聞きします。

この道路は、数年前から土地利用されていない道路を今なぜ廃止するのか。そ
れから、あと、当初の認定公園の手続は確認できるのかどうか。今後、道路認定
及び廃止についての対応はどのように取り組むのか。この3点をまとめて回答い
ただければと思います。

議長（三鬼孝之議員） 建設課長。

建設課長（高柳伸浩君） それでは議案第40号「尾鷲市道路線の廃止について」の
うち路線番号1092倉ノ谷池ノ端線についてお答えいたします。

まず、今なぜ廃止をするかについてですが、本路線は倉ノ谷町地内のダイソー
西側の現在は使用されていない県職員住宅や以前には警察官舎、職業安定所など

が建っていた敷地に隣接する市道でございます。本市道の隣接する敷地は現在は使用されておりませんが、県職員住宅が残っており、また、職業安定所や警察官舎は取り壊され、更地となっております。これらの施設や用地については何らかの形で活用される可能性があったことから、その際には同路線も引き続き市道としての利用も見込まれ、廃止の手続を行うまでには至っておりませんでした。

しかし、現在、三重県におきまして、関係する用地の売却に向けた検討が行われており、三重県と協議を重ねた結果、道路としての利用の可能性がないと判断されることから、今議会へ廃止の議案を上程したものでございます。

次に、当初の認定行為の手続についてですが、建設課で保管しております道路認定に係る関係書類を確認した結果、倉ノ谷池ノ端線は昭和61年12月に実施した市全域の市道の認定路線の整理を行った際にあわせて認定したものであることが確認されております。認定した当時、警察官舎や職業安定所、県職員住宅が既に建設をされ、同路線が利用されており、公共施設へ接続し、一般の交通に供されている状況から市道として認定することが妥当であると判断し、市道認定を行ったものであると考えております。

最後に、今後の市道の認定や廃止への対応についてですが、国や県からの道路移譲や民間の宅地開発による新設道路などは関係機関とも協議しながら、法令等に基づき適切に認定手続を進めてまいります。また、それ以外の道路につきましても、道路の巡視や現地確認等の際に既に認定されている市道がどのような状況にあるのか、また、新たに市道認定が必要な道路がないかなどを適宜確認や把握に努め、市道の認定や廃止が必要であると判断される場合には遅滞なく手続を進め、適切な道路管理に努めてまいります。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 基本的なところの回答をいただきましたけど、道路廃止そのものは別に悪いことじゃなくて、いわゆる道路認定するということは、市が公共投資をして維持管理もしますよと、あるいは、財産権をちゃんと主張しますよということですから別に悪いことじゃないし、ただ、だけど、使わなくなったから廃止するということなんですけど、ちょっと私、気になるのは、県の職員の住宅で使っていたというのは何年ごろまで使われていたんですかね。

議長（三鬼孝之議員） 建設課長。

建設課長（高柳伸浩君） 県の職員住宅につきましては昭和40年、それから48年、昭和58年に建設をされまして、こちらのほうについては現在も建っております

けれども、耐震性の問題がということで、数年前から未使用という形になっております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） まだ利用されているということなので、これをもとにもう県の職員の住宅も廃止して、あわせて道路廃止をするということですから基本的には問題ないと思うんですけど、それ以外にも今回、案件が2件出ていますけど、必要でない道路、いわゆるまた人の錠口のようなところの認定については、先ほど、今後の対応の中で説明されましたけど、しっかりと調査してやっておかないと維持管理に相当なお金がかかる。いわゆる4メートル以上の道路であれば一般の交通の用に供していますから適切な道路維持管理はしなきゃいけないんですけど、いわゆる4メートル未満の道路についてはそんなに大きく舗装をきれいにするとかということもなくて、ただ、日々の管理程度で済む場合もたくさんあると思うんですけど、やはり尾鷲市の財源を考えると、再度認定行為、廃止行為については、先ほど課長が言われたように、調査した上でやはり経費削減の意味でもしっかりと認定を廃止していくということは必要じゃないかと思っておりますので、ぜひ引き続き、この取り組みについてはしっかりとやっていただきたいというふうに思うのは、やはり私は、管理費のことを考えているので、管理費が過大にならないように、しっかりと調査、検討をしてほしいというふうに思います。3件の簡単な質疑でしたが、また一般質問等で詳しいところを確認しますので、その準備はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（三鬼孝之議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております6議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、議題の6議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、一般質問準備のため休憩とします。再開は35分からといたします。

〔休憩 午前10時22分〕

〔再開 午前10時34分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順位により、最初に、13番、濱中佳芳子議員。

〔13番（濱中佳芳子議員）登壇〕

13番（濱中佳芳子議員） 心配されておりました台風の接近も沖のほうを通ったということで、朝からうっとうしい雨ではありますが、大過なく過ごせるように思い、一安心をしております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

地域包括ケアという言葉が2005年の介護保険法改正時に登場してから既に13年がたっています。尾鷲市では、高齢化率が40%を超え、29年度の尾鷲市統計書によると、ひとり暮らし高齢者の数が2,702人となっていて、全人口の15%を超えるところまで来ています。日本の家族制度が大きく変化をし、家族が支え合う中で生涯を終えるというスタイルはほぼ成立しなくなっていると思われまます。

今、国を挙げて、地域包括ケアシステムの構築が急がれていますが、日常生活の支援に加え、医療、介護の充実が高齢者を支える上で大きく求められています。冒頭で当市の高齢化率が40%を超えていると申し上げましたが、旧町内以外のほとんどが60%を超えていて、しかも軒並み無医地区となっています。昨年度示された尾鷲総合病院の新改革プランでもその果たすべき役割として、地域包括ケアシステムの構築のためにも安心して住みなれた地域で暮らすための地域完結型を目指し、医療におけるセーフティーネットとなることとされています。

そこで、現在の尾鷲総合病院が地域医療圏構想や地域包括ケアシステムの中であるべき姿を見せつつ、住民の方々の医療満足度を少しでも多く満たし、持続可能な病院経営をするための確認をさせていただきたいと思えます。

住民全体の医療のあり方を議論するとなれば範囲がかなり広いものになってまいります。今回、私の質問では、昨年度の総合病院の退院数3,071人のうち約58%の1,780人が後期高齢者である75歳以上であり、高齢者となる6

5歳以上を入れればさらに割合がふえることから、特に高齢者の求める医療満足度を中心に質問を進めたいと思います。

まずは、尾鷲市民が総合病院に対し求めているものはどのようなものと把握されていますか。日々の業務の中で要望されることや退院時にとられるアンケートなど、さまざまな住民の声を収集される機会は多くあると思います。率直な考えをお聞かせください。

次に、尾鷲総合病院の目指す地域完結型の取り組みを具体的にお示してください。

3年前にも尾鷲総合病院の持続可能なあり方について質問させていただきました。その時点でも他業種共同による検討会や講習会が進められているとの回答をいただいております、特に在宅医療について力を入れるとのことでした。地域完結型を目指す上では特に重要な部分と考えられます。

しかし、人口の15%以上のひとり暮らし高齢者を考えるとき、人生の最終ステージのみとりをどこでどう迎えるのか、これは市の高齢者計画にも示されておらず、病院の改革プランの中で総合病院の役割としてどうかかわるのかも書かれていません。

今月開催された全国自治体病院協議会近畿東海地方会議において、在宅医療を担う部門に自治体が関与する必要があるという意見が出ていました。厚労省の調査でも、最期を迎える場所として自宅を望む意見が多数を占めています。

しかし、無医地区がある当市ではほとんどの場合、自宅でのみとりは困難で、尾鷲市の死亡原因の第1位ががんであることから、医療のかかわりなしに最期を迎えることが難しいと思われます。他自治体の公立病院改革プランを見ると、特に過疎地域や高齢化が著しいと思われる地域を抱える病院では、みとりやターミナルケアについてその病院の役割が記されています。

今後の取り組みとしてでも、尾鷲総合病院の考えるみとりやターミナルケアの役割をお聞かせください。

今定例会の市政報告の中で、総合病院の医療報酬制度についてDPCの対象病院となる方向でとおっしゃられました。27年度第3回定例会でDPC対象病院への参加見送りとの回答をいただいた際に、看護師不足の課題がクリアできない旨の御説明をいただきました。特に夜勤体制の基準については恒常的にクリアできる状況になく、患者の在院期間についても不安要素が見られるとのことでした。

約2年半が経過して、その課題はクリアできたのでしょうか。現在の看護師夜勤体制の状況、安定的な看護師確保の対策の具体的な取り組みをお聞かせくださ

い。患者さんの在院期間について、一般病棟、療養病棟ともに、現時点で30日を超えての患者数、さらに、90日を超える患者数をお聞かせください。

D P C対象病院においては、2年に1度の報酬改定ごとの病院の報酬を決定する係数が変化してきます。在院日数に関してはますます短くなってきていて、長期療養を要する患者さんの受け皿づくりが必須となっています。D P C対象病院となり、経営改善を図りながら、地域医療の拠点としての役割を維持し、市民の安心に寄与するにはとても高いハードルがあると感じています。

D P C準備病院となって、その参加を1度見送った状況から再び参加の意思をおっしゃられるには、D P C対象病院となることが病院にとっての改善になると判断されなければなりません。D P C対象病床は高度な専門性を持つことで報酬増加につながる制度であることから、その環境づくりは地域医療を目指さなくてはならない病院にとっては、両立にさまざまな条件が必要であると思われます。この3年間でどのように変化をしたのか、確認させていただきたいと思います。

今回の私の質問は、尾鷲市のまちづくりに欠かせない地域医療を持続可能な施策として市民の皆様にご納得していただき、安心して生活していただくために明快な説明がなされることを期待してのものとして受けとめていただきたいと思いません。

壇上からは以上で終わります。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） ただいま、濱中議員のほうから御質問の件について、まず、確認させていただきます。

五つの質問があったかと思います。まず、第1に、尾鷲市民が総合病院に対して求めているものはどんなものかと、把握しているか。まず、第1点でございます。第2点が尾鷲総合病院の目指す地域完結型の取り組みを具体的に示せと。3点目につきましては、今後の取り組みとしてでも、尾鷲総合病院の考えるみとりやターミナルケアの役割、これについて示せと。4番目がD P Cを検討している中で、現在の看護師夜勤体制の状況、安定的な看護師確保の対策の具体的な取り組みを聞かせてくれと。あと、一般病棟、療養病棟ともに、現時点で30日を超えての患者数、さらに、90日を超える患者数を聞かせてくれと。最後に、D P Cの参加の意思があると。しかし、今まで見送ってきたじゃないかと。それについてどういう変化を示したのか、その辺のところを一括して御回答申し上げたい

と、このように思っております。

まず、第1番目の尾鷲市民が総合病院に対して求めているものはどのようなものか、把握しているのか、この件についてでございます。

尾鷲総合病院では患者さんからの意見を寄せられる患者さんの声、あるいは、入院患者さんの入院生活アンケートに加え、地域連携係等が患者さん、御家族等との相談、面談等を行う中で御意見をお聞かせいただいているところであります。また、市長としての業務の中で、地域の皆さんからさまざまな御意見を頂戴しております。

そうした中で、地域の皆さんが今一番求めていると感じていることは、尾鷲総合病院が地域になくてはならない病院として、まず、365日24時間体制、これで救急患者の受け入れを継続するということ、そして、今後も安定的、継続的に病院が運営していけるよう、早急に経営改善を行うことだと私は思っております。

また、患者さんの声や入院生活アンケートにつきましては、私も毎月病院で開催されます病院長をトップとした管理者会議に出席しておりまして、その内容を把握している中で、病院職員の丁寧な対応に対する感謝の言葉を数多くいただいておりますけれども、一方では、職員の接遇、あるいは療養環境、あるいは食事など、これに対する御不満の声もいただいております。

現在、尾鷲総合病院は、非常に厳しい経営状況であります。限られた医療資源の中で地域の皆様が求める医療や病院運営に係る御意見をしっかりと受けとめ、地域の皆さんに信頼され、安心してかかっていたいただけるような病院になるよう努めてまいりたいと思っております。

1番目の回答につきましては以上でございます。

次に、2番目の尾鷲総合病院の目指す地域完結型の具体的な取り組みについてであります。

まず、医療の方向性としましては、現在の医療につきましては、高齢化の進展により医療ニーズが慢性疾患を中心とするものへと変化しながら増大していく中で、限られた医療資源を医療ニーズに合わせて効果的かつ無駄なく活用できるよう、病院完結型から地域全体で治し、支える地域完結型に医療提携体制を再構築する必要があると考えております。

具体的には、急性期から回復期、慢性期、在宅医療まで、患者さんの状態に見合った適切な医療が適切な場所で受けられるよう、患者さんの負担にも留意しつ

つ、医療機関の機能分化、強化と連携を進め、在宅医療などの整備も含めまして、効果的、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要であると認識しております。

次に、そういう中で、地域ごとの医療機能の現状や、あるいは、高齢化の進展を含む地域の将来的な医療ニーズの客観的なデータに基づく見通しを踏まえた上で、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能ごとの医療の必要量を示す三重県地域医療構想が昨年3月に県により策定されております。この構想の中で、2025年に目指すべき医療提供体制の方向性として、尾鷲総合病院は急性期機能の当面の維持、そして回復機能の確保や地域の事情を踏まえた在宅医療の提供のあり方、この検討、さらに、在宅医療を支えるための日々の救急医療体制の確保が不可欠であると示されております。

このことから、尾鷲総合病院の目指す地域完結型の取り組みといたしましては、昨年3月に策定しました新改革プランで2025年における尾鷲総合病院の将来像としてお示ししているとおおり、東紀州の2次医療を担う総合病院として急性期医療や高度医療を提供するとともに、高齢化の進展により増加する回復期医療の充実を図り、地域で2次医療を完結することができる体制を整え、尾鷲市の地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域の医療機関や福祉、介護関係機関と連携し、地域医療を支える中核病院を目指していくこととしております。

こうした役割を尾鷲総合病院が果たしていく中で、患者さんが住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関としての立場から地域包括ケアシステムの構築を支えてまいりたいと考えております。

次に、3番目の尾鷲総合病院におけるみとりやターミナルケアの対応についてであります。

現在の対応につきましては、医療の必要性があり、在宅や介護施設等で療養ができない患者さんは、一般病棟に入院をいただいております。その中で、患者本人や家族の意向を尊重しながら、がん専門看護師や多職種から構成される緩和ケアチームにより投薬で痛みなどの症状を緩和する身体的ケア、精神的苦痛を緩和する精神的ケア、入院の経済的な悩みによる社会的ケア等を行い、安心して終末期を迎えられるよう、サポートを行っているところであります。また、在宅や介護施設においてターミナルケアを受けている患者さんの容態が急変し、病院での治療を希望される患者さんにおきましても365日24時間体制で救急患者の受け入れを行っているところでございます。

今後につきましても引き続き、地域の2次医療機関として、みとりやターミナルケアの対応を行っていきます。

次に、4番目で、DPC対象病院への参加見送りとした際に課題とした看護師の夜勤体制の基準及び患者の在院期間の状況についてであります。

DPC対象病院の基準の一つとして、一般病棟の10対1、入院基本料の届け出があり、この入院基本料を算定するに当たっての施設基準として、まず、1番目に、平均在院日数が21日以内であること、そして、2番目に、看護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下であると定められております。

これらの基準に対する平成29年度の実績は平均在院日数においては、年間を通じて遵守するとともに、月平均夜勤時間数においては、超過する月はあったものの3カ月を超えない期間の1割以内の変動は認められていることから、施設基準は遵守できております。

今後につきましても、地域の医療機関や介護施設と十分に連携を図りながら、適切な退院調整を図るとともに、看護師の確保に努め、施設基準を遵守してまいります。

次に、現在の看護師の夜勤体制の状況及び安定的な看護師確保対策の具体的な取り組みであります。

現在の看護師の夜勤体制の状況につきましては、一般病棟が四つある中で3階病棟と4階病棟が三交代勤務、5階病棟と6階病棟が二交代勤務となっており、平成29年度における月平均夜勤時間は、71.7時間となっております。ぎりぎりでございます。

次に、看護師確保の具体的な取り組みといたしましては、看護師修学資金の貸与、近隣の看護師養成学校等の就職説明会への出席や個別訪問、1日看護体験の実施、三重県ナースセンター、当院ホームページ、市の広報、地元新聞による募集広告の掲載、ハローワークの活用などにより、看護師確保に取り組んでいるところでございます。

次に、患者さんの在院期間についてお答えします。

平成30年6月7日現在における一般病棟における入院患者数は138人となっております。このうち30日を超える患者数は38人、さらに、90日を超える患者数は11人となっております。また、療養病棟における入院患者数は28人となっております。このうち30日を超える患者数は12人、さらに、90日を超える患者数は4人となっております。そうした中で、平成29年度の平均在

院日数はD P Cの対象である一般病棟で19日であります。一方、D P Cの対象ではない療養病棟で66.7日になっております。

最後に、D P Cへの参加を見送った状況から再び参加の意思を示した理由についてでございます。

D P C制度の参加につきましては、平成28年度からの参加については平成27年第3回定例会において、平成30年度からの参加につきましては平成29年第1回定例会において見送りの説明をさせていただいております。この見送った理由につきましては、先ほどの議員の質問の中にもありましたように、D P C対象病院の基準である看護師夜勤時間1カ月72時間以内が満たせない月があることや、一般病床の平均在院日数に関しても21日以内を満たしているものの20日前後で推移している状況であること、また、収益比較においても増収が確実に見込める状況ではなかったことによるものであります。

これらの施設基準に対して、平成27年度から平成29年度までの3年間を検証したところ、施設基準が遵守されていること、さらに、平成29年度の出来高方式による診療報酬請求額をD P C制度に基づき、紀南病院の医療機関別係数を使用して診療報酬額を試算した結果と比較したところ、約6.9%の増収を見込めることになりました。そうした中で、この施設基準等の検証結果に加え、現在の尾鷲総合病院の厳しい経営状況や尾鷲市全体の財政状況も勘案し、今回、D P C制度への参加について前向きに検討させていただいているところでございます。

なお、D P C制度への参加については尾鷲総合病院が提供する医療や診療報酬を変更するものではなく、診療内容の可視化を進めることによって医療サービスの向上や職員のコスト意識を向上させることを目的に診療報酬の計算方法を変更するものですので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、一括して御回答申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

時間もない中ですので、次の質問をしながら、先ほどの答弁に対するの確認をさせていただきたいと思っております。

まず、今、全国の自治体病院の数が約873。3万人未満の自治体がそのうちの約30%、262病院。この873のうち200床以下の病院、この尾鷲総合病院と同じような規模ですね。医療報酬の制度というのは200以上と200未満で、その区切りがあるということで199と200では違うということで、

200床未満というふうにあらわしますが、それが大体470なんですね。

ちょっとここで資料をお示ししたいんですけども、ちょっと通知をお願いできますか。この資料に関しまして、私、厚労省のデータはもとははしておりますけれども、民間サイトのほうから拾い上げました資料ですので、多少、一、二の数字の違いは御容赦いただきたいと思います。大きく外れてはいないと思います。

これ、平成28年度に200床以下の自治体病院、市町村立病院でDPCを採用している病院を一覧、出させていただきました。大体400余りの200床以下の病院のうち28です、ここにあらわしているのは、五、六%。どういうことかな。このDPC対象病院が経営的にも成立し、そして、住民サービスも損なわないで進むためにはいろいろな条件があるということを最初に申し上げました。DPC対象病院が求める後方支援、それが医療コンサルのアンケートによってあらわされておりますけれども、DPCが求める後方支援は、慢性期の医療、在宅の医療、退院後の外来の対応、あと、終末期の対応ですね。逆に言いますと、DPC対象病院は、そのままこれを抱えていると、なかなかそこに進めない。そういったことではないのかなというふうに思います。

それを踏まえて、この資料全てを説明するわけにはいかないんですけども、ここに一般病床数、これは病院の病床ではなくて、医療病棟、介護病棟、この中には入っておりませんので、病院全体の病床数とは違います。DPC対象の一般病床数ですね。ここに15キロ内病院数というふうにあらわしておりますけれども、これは厚労省が考えるお互いに連携をとり合える距離として15キロ以内というような、そういった目安がございましたので、15キロ以内に急性期を持つ病院が幾つあるかということを示させていただきました。

それから、シェア率というものは、医療圏の中で、自分のところの病院が患者数全体の何%を自分のところが引き受けているかという、そういったものですね。平均入院日数はもうそのままです。

これ、見ていただきますとわかるように、15キロ内病院の数、ゼロのところ、ほとんどないですよ。相互連携ができるような条件。ゼロでも直近にどれぐらいの距離がかかるかというのが一番遠いところで市立輪島病院が直近が24キロとなっております。尾鷲総合病院の場合は紀南病院までが直線距離で36.7キロ。今の状態ですと約1時間弱かかるという、そういった距離になっております。

このシェア率、尾鷲総合病院は自分のところの病院の圏内に紀南病院と二つしかないですから、約半数、50%から60%の間で尾鷲総合病院は請け負ってい

る。D P Cを採用している自治体病院、ほとんどが1桁台なんですね、シェア率。

その中で突出しているのが新城市民の100%。これは、周りにある病院がほとんどそういった急性期の医療ができない。これは3年前にも新城を取り上げて言わせてもらいましたが、ここはD P Cに入る前に地域包括ケアのシステムがきちんと稼働するように準備をしてから入った病院です。

それで、2枚目の一番下に印をつけさせてもらいましたが、病院の各それぞれの名前の頭に丸印がついていると思います。ほとんどの病院に丸印がついていると思います。これは、病院が介護福祉施設を併設している、あと、訪問診療や訪問看護を実施している、あと、診療開放などで地域の開業医と連携をしている、そういった取り組みをしてやると、五、六%の自治体病院がD P Cの制度を取り入れて経営状態を安定させているという、そういった一覧になります。

それを踏まえて、聞いていただきたい。このD P Cの状況の中で、先ほども市長から説明いただきましたけれども、3年前に確認をした医師数、看護師数に大きな変化はないんですね。ベッドの利用率も変わりがない。報酬に対する経営を改善するための係数というもの、先ほど、紀南病院を対象に言っていただきました。6.9%というふうに増益というふうな計算をされていますけれども、紀南病院の在院日数、かなり短いです。科によっては、もう10日を切っているものが結構あります。この係数2で求められる効率性、在院日数をいかに短くできるかが鍵だという、報酬増に関しては。回転数が早くなれば空きベッドがふえるんですね。

尾鷲総合病院の場合は入院待機者いらっしゃいますか。ここの回転が早くなった場合の稼働率は下がることはないですか、どうですか。あれでしたら、事務長のほうでもお答えいただきたい。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 御質問の入院待機者の件ですけれども、今のところいるということ把握しているわけではなくて、救急患者を受け入れることによって新規の入院患者を確保しているという状況でございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 先ほどの説明の中に、今までの対応と変えることはなくて、方針的には。内容を充実するためにやるということなんですね。D P Cの制度というのは、主要な病気に対して一つだけで算定される制度なんですね。入院している間にほかの検査なんかもできませんし、使う薬なんかも制限がされるん

ですね。そうすると、尾鷲のように高齢者の入院患者が多い病院では、今までと同じ対応をしていたら減収の可能性、出てきませんか。大丈夫ですか、その辺は。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） D P Cの計算方法についてですけれども、主要な病名について何点と決まっておるわけですが、さらに、その内訳として、副傷病名として違う病名を持っているかどうかということで点数が異なっておるということになりますので、その辺については十分確保できるかなど。例えばぜんそくの場合であると、主病名だけであれば2,495点、それに対して副傷病名があるということになれば2,910点ということで、500点ほどの差があるということで、その範囲の中で対応していけるということは考えております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 病気によってはプラスもあればマイナスもあるというふうな理解をしております。

もう一点、D P C制度は医療の高度化、専門性を求めるものであり、イコール報酬増ではないと。D P C制度をすれば全部が報酬増になるわけではないという理解をしておりますが、それで間違いないですか。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） はい。そのとおりでございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 現時点でD P C制度に進んで、経営の安定を図ることになるならば、きっちりと医療分野と介護分野を切り離す必要があると思います。先ほど、市長の答弁の中に、医療機関としての役目を果たしたいという言葉がございました。もちろん病院ですから、医療以外のことをする必要はないと言われればそうなんですけれども、病院は医療のものである、そうなんです。ほかの病院、D P Cやっているところもそうなんです。結構大きな病院に行くともう抜糸したら医療行為はないので退院して行ってくださいねという言葉が最近よく聞きます。そうなんです。医療行為だけということならば、もちろんそうだと思います。

でも、ほかに、医療報酬を上げるという観点でいけば、D P C制度にいくのではなくて、増額できる報酬加算がどんどん在宅医療に対してことしは特に手厚くなっておりまして、そこで報酬加算を受けている病院も結構ありますね。

そういった病院を探してみたときに、もう一点、資料を入れてあるんです。こ

これはまた皆さん、後ほど参考に見ていただければいいんですけども、神奈川県
の三浦市民病院、この病院は平成19年にDPC対象病院と一度なりました。だ
けど、1年そこらでDPCを退出しております。これ、三浦市ならではの病院を
目指すという理念を確立したところが、DPC制度をやっているとそこに応えら
れないという決意のもとにやめましたと。三浦市民病院の事務長さんに、お電話
ですけれども、お話を聞かせていただきました。

やはり最初に、市長が言ったように、救急医療をきっちりやりたいんだと。そ
れから、ここの病院は終末期医療を充実させたい、在宅支援をやりたいんだとい
うことになったので、もうDPCをやっている意味がないということでやめら
れたということでした。

今回は、6年に1度医療と介護の報酬が同時改定される年なんですね。医療は
2年、介護は3年ということで、6年に1度は一緒の年になります。

国の方針は、地域包括ケアシステムの構築を進めて、在宅医療へ重点を置こう
としております。医療費の抑制策なんですね、これは。だから、地域ケア病棟へ
も回復期リハビリとして手厚く点数を入れてくれてあるわけですよ。

だけど、ずっと冒頭から言っておりますように、県の医療圏構想でも尾鷲市の
改革プランでも、今から膨らんでくるであろう最期のみとりというものに関して
は、これは現在の一般病棟ならばもしかしたらこのままいけるかもわからない。
だけど、DPC制度に入って、日にちを短く、効率をよくすることが求められて
きたときにはできるのかなという心配をしております。

今回、地域ケア病棟へ移行するということを言われましたけれども、そのとき
に介護医療院という選択肢もあるはずなんですけども、その検討はされました
でしょうか。されたとしたら、結果としての理由をお聞かせいただきたいと思
います。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 介護医療院の検討状況についてお答えいたしま
す。

介護医療院は、介護療養病床が廃止されることに伴い、その受け皿となる新し
い介護保険施設として指名されているものであり、介護保険法に基づき、医療の
必要な要介護高齢者の長期療養、生活施設としての機能を備えた介護保険施設と
して、病院と併設が認められているところです。この介護医療院につきましては、
本年度から創設されたものであり、本年3月に厚生労働省から人員、施設、設備、

運営に関する基準や介護報酬が示されたところでありますので、これまで具体的な展開に係る検討を行っていないのが現状であります。

一方で、東紀州のあるべき医療提供体制については、市長が答弁したとおり、地域医療構想で示されているとおり、急性期の当面の維持と一定程度の回復機能の確保ということになっていることから、今後、その実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

ただ、本年、6月中旬に県において、療養病床を有する医療機関や介護療養型老人保健施設を対象に、介護医療院に係る説明会が予定されていますので、この説明会の内容なども踏まえて、今後の検討課題の一つとしてまいりたいと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 地域包括ケア病棟のほうの話に行きますけれども、現在も療養病棟に関しましては混合病棟ということで、もうほとんどが内科的な長期の療養が多いということで内科の先生が担当してくださっているようなことを聞いておりますけれども、今回、ケア病棟になりますと、在宅へ復帰するためのリハビリですとか、やはり日数も90日から60日になるということになりますけれども、ドクターの体制はこれまでと同じでいくんでしょうか。それとも、そういった複数の科目に対して対応ができる総合診療医ということを、やはり高齢化の多い地域では求められていることが聞いておりますけれども、そういった総合診療医の必要性であるとか、要るとすれば確保するためにはどういったことが必要なのかというあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 現在の療養病棟におけるドクター体制についてでありますけれども、現在は1人の専任医師を配置しているところでありますけれども、地域包括ケア病棟とした場合のドクターの体制については、一般病棟の主治医が地域包括ケア病棟へ転換後も引き続き主治医として診療を行う予定としております。

総合診療医の確保につきましては、尾鷲総合病院は三重大学総合診療専門研修プログラムの研修施設として位置づけられておりますけれども、現在のところは研修医の派遣がない現状です。

今後につきましても引き続き、専門研修プログラムの研修施設として三重大学と連携を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） それから、地域ケア病棟は、診療報酬の点でかなり優位であるという説明を3月議会で受けております。現在は療養病棟、そこに入院している患者構成、尾鷲市民の割合というのはどれぐらいなんですか。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 現在の療養病棟に入院する患者さんの地域別構成については、6月7日時点で尾鷲市が64.3%となっております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） これは、国保会計であるとか社会保険の関係で、やはりそこら辺も医療費の高騰で削減をしていきたい、抑えていきたいというような予防の話ですとかということを担当のほうで聞くんですけども、こういった医療報酬が高くなるというところに市民の割合が高いということは、やはりそちらとのバランスも今後、考えていかななくてはならない。

それから、最初に、DPCに移るときの看護師さんの数がぎりぎりであるという話をされましたけれども、ケア病棟はさらに看護師さんの数が必要になっている。そうしますと、ここをふやす方策が要りますよね。もちろんスタッフがふえればそれだけ経費の中にも膨らんでくる部分があるという、そこら辺の検討も今後必要かなと思うんですけども。

一般病棟にしましてもケア病棟にしましても、総合病院が市外の人からも目指していただけるような、受診目指して受診目指して、入院をしてもらえるような環境づくりが必要かと思っております。経営の広域化をたびたび議論してきましたけれども、やはり持続可能で魅力的な病院であることがアピールされなければ無理ではないのかなと思うんですけども、そういったあたりのほかにはない魅力、いろんな観光地においてもそうなんですけれども、ここに来なければ受けられないもの、ここに来なければ感じられないものというのはいろんなところでキーワードとして出てまいりますけれども、先ほど御紹介しました三浦市民病院、DPCを抜けましたけれども、三浦市ならではという言葉をたびたび使ってアピールしております。そういったところの理念に共感するスタッフが集まってきている現状があるというふうに聞いております。そういった尾鷲市でなければ、尾鷲総合病院でなければというところをこれからどういうふうに取り組んでいくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 御質問のありました魅力ある病院というところですが、今のところ、尾鷲総合病院は東紀州地域における中核病院の一つとして、本市、紀北町、熊野市などの皆さんに安全と安心を提供する医療機関としての役割を担う公立病院であり、地域の皆さんに選んでいただく環境づくりは、取り組むべき重要な課題の一つと考えております。

そうした中で、地域医療構想によりますと、現在東紀州地域から他地域への1日当たりの患者の流出状況というところで考えますと、急性期で47.6人、回復期においては52.6人が他市、他県に流出している状況でございます。こういう中で、尾鷲病院といたしましては、本地域において不足している回復機能の充実を図り、急性期医療を終えた患者さんが在宅等へスムーズに移行するための治療や支援を行うため、平成31年度から現在の療養病棟について、地域包括ケア病棟入院医療の機能に転換するための検討準備を進めておるところです。これにより、今後も本地域の2次医療機関として地域の医療ニーズにしっかり対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） ちょっと時間もないので飛ばしますけれども、地域ケア病棟の病床機能の維持という中にリハビリという言葉が物すごく重点的に出てきますけれども、リハビリが困難であったりとか、不要な終末期の患者さんの対応は、これはどうなりますか。ケア病棟での対応。一般病床ではもう無理になりますよね、これ、DPCに行ったら。そのあたりに目算はどうなっておりますか。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） リハビリが困難、不要な終末期の患者さんにつきましては、医師の判断に基づき本人や御家族の意思を尊重した上で、一般病棟における入院、また、緩和ケア病棟が設置される病院への転院、介護施設への紹介など、適切な医療、介護サービスが受けられるよう、対応を行っていきたいと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 今の答弁では、尾鷲総合病院では受け入れは無理であるというふうに私は理解いたしました。

在宅医療の取り組みとしてを先ほどもずっと言われておりますけれども、地域

医療連携係、4月、5月の相談件数をお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 地域連携係の看護師、社会福祉士が一応地域係は担当しております、4月、5月の延べ相談件数につきましては定員、退院調整やケア会議、その他の相談など、合計した件数で、4月が317件、5月が288件となっております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 総合病院のほうへ地域包括ケアの取り組みとして紀北地域のほうから介護医療連携というあたりで、事務局が4月から設置をされました。まだそのスタッフが完全に4月、5月はそろいきらなかつたということは聞いているんですけども、そこに寄せられた相談件数、4月1件、5月1件なんですよ。

それで、私、今回、尾鷲総合病院が在宅医療であるとか医療連携であるとかというところをどういうふうに考えているかなと思って。ホームページを見ながら確認をしていましたときに、ホームページが更新されていないところはかなり多い。その中でも地域医療連携係になっておりますよね、4月から。でも、ホームページには地域連携室のままでございます。それからリンク先、連携をしておりますが、紀北医師会であるとか、社会福祉協議会であるとか、地域包括ケアセンターであるとか、こういった地域連携、在宅医療にかかわるところのリンク先、一つもなかつたんですけども。こういったことはルールづけはしていないんでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 現在のホームページの管理というのは総務課医事係のほうで担当者を1名置いて、その中で各部門からの修正依頼に基づき更新を行っておるところですけども、先ほどの議員の御指摘、多々いただきましたので、今後、ホームページの充実等については検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 結構以前からホームページのことを言うたびに、高齢者はなかなか見ることはないですよというような話を周りで聞くことがあるんですけども、最近、私、自分の周辺から尾鷲市内に親、高齢者を残して外に残して外に出ている人たちから問い合わせが多くなりました。結局介護の相談であると

か、あと、病院の相談であるとか、こういった制度があるのか。ほかのところはホームページで確認をしておりますけれども、尾鷲市のはなかなか行き着かないんです。広域に関してもホームページがなかったものですから。ところが、今年度中にはできるという話でございますけれども、やはり尾鷲市に若い世代が残っていないこと、親たちが残っていることを考えたら、こういった情報提供を確実にすることによって尾鷲市ならば親を安心してお預けできるというふうに考える若者たちがいることは間違いないと思っておりますので、そのあたりの更新作業であるとか、リンク先であるとか、その辺の親切さはもうちょっと頑張っていたきたいなと思えます。

次に、先ほどから、最初の市長の答弁もそうなんですけれども、さっき事務長も県の医療連携であるとか、医療圏構想であるとか、あと在宅医療のあるべき姿とか、実はこれ、厚労省や県のほうの教科書的な答弁、私はそういうふう感じてしまいました。

国とか県を決して上から目線で言うわけではないですけれども、尾鷲市の何がわかっているって思いませんか。国や県が示してくるものは、私はあくまでも基本ラインだと思っております、どの省庁に関しても。

じゃ、そこに尾鷲市をどうのつけていくのかという尾鷲市の味つけは尾鷲市自分でやるべきだと思っております。尾鷲市の医療構想の中の話の中にみどりの話がなかったりとか、ターミナルケアがなかったりとか、在宅医療で往診機能だ何だかんだ言いますけれども、無医地区ばかりだ、そんな事情は国や県には届いているのかなというような気もしております。

結局、無医地区が多くあることで総合病院がかかりつけ医になっている患者さんが多数いるということ、どの程度把握されておりますか。数でなくていいです。そうではないのならないでいいです。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 基本的には他地区の総合病院であれば外来なんかは紹介制なんかを採用しておる中で、尾鷲総合病院は1次医療の患者についても積極的に受けているという状況と認識しております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） そうなんです。かかりつけ医が総合病院だという話になりますと、そういった加算の面でもなかなか難しくなるところがあるんですね。でも、それは地域として近くにお医者さんがいないですから仕方がないんですよ。

最初にお示ししましたDPCをやっている病院たちがどういうふうに行っているかという、往診をする、あと、そういう無医地区になりそうなところに週に1回、2回の診療所を置くというような、そういった地域に密着した取り組みを行っているところがあります。

でも、このところに医師数というの載せておりますけれども、やはり訪問治療、往診をやろうと思うとお医者さんがたくさん要することも現実としてはありますので、そのあたりはこれからの努力が必要なのかなとは思いますが。

地方交付金の算定基準というのがありますね、病院に対する。今までは届け出をされている病床数。ですから、今まで尾鷲総合病院だと199床分が地方交付金の算定対象となっておりました。だけど、今は稼働病床数に変わっておりますね、前回の医療改定からだったと思うんですけども、これ、199床のままの一般急性期は県の医療構想の中でももう要らないと言われておりますけれども、ここを減らす必要ないですか。ここを減らしてでも稼働率を上げる、それによって点数を上げるという方法もあると思うんですけども、そういった検討はしなくてよろしいですか。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 御質問いただいたのは地方交付税の算定基準なんですけれども、許可病床数で今までされていたところを稼働病床数に変わることですので、その稼働病床数というのは実際の稼働ということではなくて、休床の届け出をしていない病床数ということになりますので、まあまあ療養病床も入れたら255床が今後も積算基礎ということになりますので、今後も変わらないということでございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 実は、平成26年からの病床利用率を見てみたんですけども、大体多い少ないはあるけれども、70%台で推移をしております。これ、20床分を転換することによって80%台にふえますよね。こういったあたりも踏まえて経営の効率化ということになれば、その分を介護保険の部分にするであとか、ターミナルをみとるためのベッドにするとかという残し方も私はこれからあろうかと思えます。一般病床のままでみとりができて、経営面にも影響が出ないとなればそれはそれでいいわけですけども、でも、DPC対象病院になりたいのであればその受け皿づくりが必ず必要になってくるということは、現在対象病院になっているところのアンケートからでもあらわされております。

もうかなり時間が押してしまったんですけれども、市長、この医療圏構想にしましても、国のこういった医療改革にしましても、やはり地元、現場というものが本当にどれだけあらわされているのかというのは私は疑問に思っております。

だけど、やはり国の方針であるとか、そういった制度を考えていく中で、東紀州地域が一くくりになっているということは間違いなくそうなんです、現実として。医療圏構想の中の会議でも行かせてもらったことがありますけれども、会議の中で紀南地域と紀北地域、一くくりにする事の難しさということを現場の医師会の先生であるとか、各担当であるとかの人たちが口々に言われておりました。

しかし、拠点病院も紀南と尾鷲しかないわけですから、そこを連携の大切さということはあるわけです。そのときに移動時間が今、ネットの移動時間をはかるので見ますと三十数キロなんですけれども、1時間ぐらいかかるようになっていきますね。

だけど、今、まだ未事業化のままの高規格道路ができたとき、これ、かなり短縮できると思うんです。医療を考えると、市民の医療の安全を考えると、経営を考えるとこういったところの使えるインフラというのはどんどん要望活動をしていただきたい。未事業化が残っているということはかなりのリスクであると思います。地域医療の充実のためにもなお一層の事業推進の要望活動に力を入れてもらいたいと思うんですけれども、そういった東紀州の一くくりになるというあたりで、市長、力を入れてくれるかどうかのあたり、ちょっと力強いものをいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど、議員のほうから御提案のありました熊野市から南の近畿自動車道紀勢線の未着手区間、これに関する要望活動につきましては、我々としましても5市町首長が国土交通省へ要望書を出したりしながら、高規格道路のネットワーク化は拠点病院の連携による地域医療の充実はもとより、これはもう絶対大事だと思う、おっしゃるように。三十何キロの中で1時間ぐらいかかると。それがやっぱり時間的に短縮するということは、申し上げておりますように、拠点病院との連携による地域医療の充実、これはもう当然のことだと思います。一方では、市民の安全安心ということも考えなきゃならない。それで、地域経済の生産性向上とか地域の活性化、こういったことについても非常に重要であると。

そのためにも今後、引き続きさまざまな機会、これを捉えながら積極的に要望

活動を行ってまいりたいと。ちなみに、8月になりましたら、また行ってまいりますので、その辺の要望は強く求めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） このように、医療一つ考えるだけでもいろんなまちの仕組みというものを考えなくてはならないぐらい、もうまちづくりとしての総合病院の位置づけ、それがきちんと尾鷲市としてはどういった病院で市民の期待に応えるんだということがあらわされていないことがまず、私は今、いろんなところで行ったり来たりするちょっと要因の一つであろうかなと思うんですね。

最初にお答えをいただいた中にも、私は具体的な地域連携の取り組みをお聞かせくださいと言われましたけれども、お答えの中には、これから検討していくんです、こういう体制が必要なんですというお答えをいただいただけで、現在、こういうことができているというものを聞かせていただけませんでした。

必ずこの病院は、医療機関は、この地域に残らなくてはいけない。だけど、病院を残すために地域がなくなってしまうのはいけない。そう思うんですね。病院がなくなれば地域もなくなると思います。だけど、病院が残って、地域がなくなるなんてばかなことが起こってはならない。それを思いますので、今、一度見送ったものをもう一度行こうかというときに全く3年前と同じようなデータしかあわせなような状態で本当に地域の理解を得られるのか、そういったあたりをきちっと詰めていただきたいのと、やはり在宅医療に向かうときに、福祉との連携ということも言われましたけれどもまだまだ、数はできてきておりますけれども、尾鷲市の福祉施設でみとり加算をしているところは1事業者しかありません。今から2025年の団塊の世代の後期高齢者になる2025年、でも、そこからまだ10年……。

終わりですね。

議長（三鬼孝之議員） 答弁、よろしい。

13番（濱中佳芳子議員） その25年までもう少ししかないんですから、その辺をよろしく検討を慎重にお願いしたいと思います。

以上で結構です。

議長（三鬼孝之議員） よろしい。

13番（濱中佳芳子議員） はい。

議長（三鬼孝之議員） ここで休憩とします。再開は13時10分からといたします。

[休憩 午前 11時36分]

[再開 午後 1時10分]

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、12番、野田拓雄議員。

[12番（野田拓雄議員）登壇]

12番（野田拓雄議員） 通告に従い、平成30年第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

新年度に入り、尾鷲市にとってはこれまで動いてこなかった大きな問題、課題を徐々に進めていかなければならない重要な時期に来ております。今回、私は、行政施策を実行する中で目標数字を掲げたプロジェクト、すなわち、ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンを実施していくことは非常に重要な行政行動であると認識しております。今まさにこのような行動が尾鷲市にとって体制を整えていくための必要な行政行動だと認識しており、後押ししたいと考えております。

加藤市長におかれましては昨年10月、尾鷲市の抱える諸課題を迅速に解決するため、市長を本部長とする市政推進プロジェクト本部を立ち上げ、行政施策を全庁挙げて推進することを目的とした市政推進プロジェクトをスタートさせております。それぞれプロジェクトチームを構成し、所属を越え横断的に職員を抜擢し、プロジェクトの目的に沿った具体的な計画を作成し、本年4月からの具体的な活動を開始しているところであると認識しております。私は、この企画施策に大いに期待するところであります。また、同時に、成功につなげてほしいと願っている議員であります。

さて、今回、七つのプロジェクトチームを発足させております。昨年12月に平成29年第4回定例会、総務産業常任委員会、生活文教常任委員会、連合審査会で行財政改革プロジェクトを初め、観光事業再生構築プロジェクト、尾鷲活性化拠点構想プロジェクト、ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンプロジェクト、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクト、水産事業再生プロジェクト、尾鷲総合病院再生プロジェクトについての実施計画の報告がありました。

今回、全てのプロジェクトに対して、内容及び進捗動向について質問させていただくことは進捗度合いの状況や新年度に入り約2カ月間の活動ということもあり、全ての項目への質問は差し控えたいと思います。私は今回は今やるべき重要と考えるプロジェクトを精査する中で、何を絞り込み、今準備すべき行動が何なのかとの認識から質問させていただきたいと思います。

その中で、ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンは、早急にアクションを起こしていかなければならない重要プロジェクトと考えております。優先すべき準備を行い、何が今後の準備手順として必要なかを明確にしていくことが重要と考えております。このことが次年度への成果を生む源になると思います。これまで活動計画は委員会等で報告は受けております。今後、どのように計画を立て、全庁的に実施していくか、また、大きな成果に結びつけるにはどのような対策を立案し、検討してかなければならないかが重要な行動であると考えております。

ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンは、今年度中期目標として1億5,000万円を掲げております。さらには、平成32年度はふるさと納税寄附金3億円の達成を目標としております。そのためには、市長がよく指示されている何をどのようにいつまで実行するのか明確に組み立てて行動していかなければ、ただ単に目標金額の提示だけに終わってしまうことになってはいけません。今、尾鷲市にとって一番重要なことは全庁が全力で行動を起こし、結果を意識、期待する前にやり抜いてみることだと思っております。そのために、今何をやっていくべきか、何が準備段階で必要であるのか、また、今何をしかけていくべきかを考えていかなければなりません。

私は今回一般質問をするに当たり、担当課において状況について聞き取りはさせていただきました。あえてこのふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンについて質問をさせていただくのは、尾鷲市民の皆様の中には今の尾鷲を心配している方、気にかけていただいている方が多いということに気がつきました。今、本市は、財政的に窮迫している状態であります。都市計画事業基金への積み立て2億6,535万を計上した後の財政調整基金は2億9,742万円となります。財政調整基金が3億円を下回るのは2006年、平成18年6月補正予算後の2億5,501万円以来のことです。隣の紀北町においては平成30年度末、財政調整基金の見込みですが、自由に使えるお金は約12億円、熊野市においては21億円の財政調整基金があります。そのような財政事情野中、財源確保の観点から、いかにふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンを有効な取り組みとしていくかは本市の将来にかかわってくることであることは当然の結末であります。また、市民の方々に関心を持っていただくことは、行政の重要な使命であると認識しております。私は、やれば結果は後でついてくるものだと思っております。

この間、ある団体の役員の方がこのようにおっしゃっていました。兄弟が東京に住んでいる。その兄弟にふるさと納税の話をしたいと思っていると話を聞き

ました。そのような御厚意をいかに生かし、尾鷲が一致団結してふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンをなし遂げていくかは、市政において重要なターニングポイントであります。私はこのような御厚意をどのように生かしていくか、また、今後の活動、行動計画の中にこれからやるべきことを盛り込んで、迅速に対応していくかが重要との認識を持っていることから、今回、質問をさせていただいております。

最後になりましたが、今、現在までどのような行動、アクションを実施し、その実績はどうか等を教えていただきたいと思っております。

一方で、返礼品の充実はふるさと納税者には大きな関心事であります。どのような品ぞろえ等、企画力が今後問われる重要な課題であります。それらを含めて、これからどのように準備を計画し、本年度の活動目標1億5,000万達成に向けて、何を実施していくかを説明願いたいと思っております。

目標を立てて、それを達成することは当然と思われがちですが、有言実行は大変なことも理解しております。その大変さの中で結果を出す仕組みは今後、尾鷲にとっては血となり、肉となる大きな経験になると確信しております。ただ、結果がよかったからよしでは余り意味がないと思っております。私はプレッシャーを与えるために質問しているわけではありません。その大変さと目標を達成するための厳しさは私は経験上十分理解しているつもりであります。どのように職員の方々が真剣に考え、結果を享受し、結果に対する反省を受け入れながら積極的に次の課題に取り組んでいくか、その体制づくりを期待したいと思っております。

これで壇上からの質問は終わります。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 先ほど野田議員のほうから、ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンの本年度の活動状況について詳しくお聞きしたいという、取り組み方、これにつきまして御回答申し上げたいと思っております。

議員御承知のとおり、本市においては喫緊の課題が山積しており、それらの課題を解決するためにはまず、何といたっても財源の確保が必要不可欠であると考えております。しかし、今現在、少子高齢化、あるいは過疎化、こういったことが進展しており、自主財源の確保は今後も非常に厳しさを増すと認識しております。そういった中、ふるさと納税につきましては、ここ数年、年間平均しまして約7,000億円以上、この収入があり、私どもにとりましても貴重な自主財源として

期待しているところであります。

さて、議員御質問がございました現在のふるさと納税に関する活動状況といたしましては、五つの事業の大きな柱として現在取り組んでおります。

その中のまず、第1番目としましては、これは、私は大きな手段であると考えているんですけども、大手ポータルサイトでのふるさとチョイス、これに返礼品の情報をアップロードしました。それもバージョンアップしながら、ウェブから給付拡大に取り組んでいると、これがまず、第1でございます。

二つ目につきましては、ふるさと納税拡大プロジェクトチームで決定した取り組みとしまして、職員一人一人が持つネットワークを活用し、知人、縁者の市外在住者に対してふるさと納税の依頼文とパンフレットを送付し、寄附拡大を図ってまいりたいと考えております。

三つ目としましては、県南部13市町で広域連携した三重県南部まると発信事業に引き続き参加しまして、都市部でのPR活動を行っております。

四つ目としましては、一般的に人気度の高い商品と言われております飲料品、あるいは肉類、こういったものをラインアップに取りそろえるなど、新たな商品企画を検討しながら、返礼品の魅力アップを図ろうとしております。

最後に、五つ目といたしましては、昨年ふるさと納税をしていただいた寄附者の方々に対しましてお礼状を添え、昨年もそうだったんですけども、8月に開催されるおわせ港まつりにおいて招待する御案内をするという取り組みを行っております。

これらの取り組みを積極的に推進するとともに、目標達成に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、何とぞ御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 今、市長のほうの話はちょっと私にとっては物足りなかった状態なんですけれども、ふるさとチョイスバージョンアップ、職員の情報、ふるさと納税の東紀州公社、そこにおける情報の共有化ということと、返礼品の魅力アップということで港まつり等に招待をするとかということなんだろうけれども、やはりもう2カ月たっています。私、ここでこの問題を取り上げたというのは、やはり尾鷲の市民の方にいかに尾鷲市が今の一番重要な資金という部分、財政の部分をどのようにお願いして、どのようにやっていますよということを僕

はPRするためにこの場をおかりして、させていただいた気持ちなんです、1点目。

そして、一つ、二つ目は数字を今回、目標として上げています。行政職員の方にとっては目標数字というものが民間企業と違って、非常にプレッシャーのある数字。要は、これまでは結果よしの状態で来ていると思います。平成27年の約9,300万、そういうものもそういうプロジェクトというものがなくやられてきています。それで、そういうことで僕はこういう目標金額を設定したということは、それなりの意気込みを持ってやっていかないと、やっぱりざるじゃないですけれども、全てもう最後は無関心の状態で終わってしまう。僕はそういうことは絶対避けなアカンと思っております。

そのために、ロードマップじゃないですけれども、どの時間の中でどういうことをやっていくか、どういう体制でこの課題を実践していくか、やっぱりそういうものをちょっと明確に示していただきたいと思ひまして、今回、こういう質問をさせていただいているわけなんですけれども。今の回答だけでは非常に納得できないというか、意気込みは感じられないような感じがするわけなんですけれどもね、失礼ですけれども。

そういう中で、6月も上旬終わって、半ばに入ってきます。職員の方がもうプロジェクトを組まれておるんですから、今、職員の方の情報を共有化してとか言っていました、それはやっぱり具体的にペーパーに落とし込んで実践していくということがやっぱりまずは必要かと思ひます。

それで、今回、ふるさと納税というのは納税者の方の御厚意によってさせていただくわけですね、品ぞろえのものは別としまして、納税者は12月末の要はサラリーマンでしたら年末調整があります、その中で住民税、所得税の控除を受けて、実質2,000円は持ち出しですけれども、それを返礼品でカバーするという楽しみをもとに、12月には平成29年の尾鷲市の12月分の取り組みも約36%が12月に集中しているわけですよ。ですから、そういう時間の制約のある中でいかに活動するか、それをもうちょっとやっぱり厳しくというか、楽しさの中に活動していくというような行動力がなければこれは達成できないと思ひます。

決して1億5,000万が、ほかの近隣のしていただいている受け入れ金額等を見る中で、高い数字ではないと僕は思っています。ただ、数字が先に来ると職員の方も委縮するかもわかりません。

ですから、僕はそういうことのないように、より具体的に、今、職員の方のリストがどれだけあるのかわかりませんが、そういうものとか、地域の企業

さんの団体へのそういうお願いとか、そして、そういうものを集めて、今回、5,000万の返礼品のそういう情報で予算もつけてあるわけじゃないですか。そういうものを有効にしてやっていくということが重要なことになるわけです。その点、具体的な数字というのはどうですか。課長、お願いしますわ。

議長（三鬼孝之議員） 政策調整課長。

政策調整課長（大和勝浩君） 議員おっしゃるとおり、11月、12月がやはり一番多い時期というのは認識しております。それで、今の段階で先ほど市長が述べましたように、幾つかの事業の展開を行いながら、そのときのために備えておくことが必要だと。

結局、11月、12月にしようとしたときにいろんな魅力ある返礼品があったり、そういうサービスがあったら、そこでまたふえる。大体昨年の実績でも4,511件の申し込みがございましたが、そのうち4,315件までがいわゆるウェブサイトからの申し込みと。それでもうほとんど、96%ぐらいを占めております。

先ほど申し上げたように、市長から、職員からの提案らを含めて、これはそれではなく、個人個人にお願いをしていくというものもプラスアルファになると。返礼品の商品のラインアップの変更とか、いろいろもやっておりますので、そういうことを今やっておくことが肝要かと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 何かしっかりした回答では、私は思ってしまうんですけども。

要は、一つのお願いですから、リストというか人を集めないといけません、まず。それで、先ほど言ったように、ホームページによっての、ふるさとチョイスを使う方がウエートは非常に多いわけです。ただし、尾鷲市の出身者、それで、尾鷲市に関係がある人のパーセンテージは28年度のアンケートで9.7%なんです。そこら辺を掘り起こしていくかという部分も一つの大きな課題だと思うんです。ですから、そういう部分で今、職員が一致団結して全庁的にやっているのであれば何百か何千かわかりませんが、これぐらいの数字は確保しましたと。ぼくは決して結果の成功を期待して言っているわけじゃないんです。そういう体制づくりを今、この年にやらないと何もできない市になってしまうということを僕は言いたいわけです。

ですから、地味な活動ですけども、やっぱり対応、仕掛けをつくっていかな

あかん。それで、その前、ふるさとチョイスの話をしました。ほかのまちではグレードアップで、ほかのポータルサイトを利用したとか、高齢者の方を対象に、高額者を対象に、そういうマーケット、市場をまた開拓しているとか、いろいろあるわけですね。

そういう中で、今現状の中で、やっぱりそういう意見交換なりをやる体制はできているのかという部分が非常に危惧するところなんです。それで、この一般質問をする前に担当者の方との話もありました。ですから、8月末までにこういうことをやって、それは成功することばかりないです。ただし、やる汗をかくことがまず、第一だということを僕は言いたいわけですね。そういうことを実践的にやっていかないと尾鷲市はもたなくなる。

本当に隣の紀北町なんかは、29年、尾鷲が9,100万の実績の中で、紀北町は1億9,000万を獲得しているわけです。別に照らし合わせて批判しておるわけじゃないんですよ。そういうやり方をもっと勉強して、ここは一つの一般財源になるのであれば、そういう認識であるのであれば、それなりの行動とアクション、一緒の言葉ですけれども、起こしていかないと、全て後手後手になるということを言いたいんです。ここで同じことを繰り返しても意味はないですけれども、市長がそれだけの回答ということであれば、どうこう僕も言えませんが。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 非常に叱咤激励のお言葉を頂戴して、非常にありがたいと思っています。また、議員のほうにいろんなふるさと納税の拡大キャンペーンの情報が全部は行っていないような感じがしまして、我々もちょっとその辺の情報伝達不足ということについて申しわけなく思っているんですけども。

まず、今回、正直申しまして、本年度の獲得予算といいますか獲得目標というのを1億5,000万に掲げた、その1億5,000万に掲げ、それをどうやって1億5,000万を取っていくか、今、全庁を挙げて、ひっちゃきになってやっておると。その中の五つの施策の中の大きな柱を簡単に申し上げましたんですけども、当然やはり数字というのは必要だと思います。財源確保のための1億5,000万はやっぱり何とか何とか取っていかなくちゃならない。

そのための、先ほど申しましたポータルサイトのバージョンアップしたもの、これは非常に効き目があるという、そういう実績もございますし、我々がバージョンアップしたということについて結構な金額が望めると。

一方で、やはりマーケットですから、たくさんのお客様に尾鷲市がこういうふるさと納税をやっているということを知っていただかなきゃなんない。その中の身近な人というのは尾鷲出身者の方。先ほどおっしゃっていましたように、尾鷲にいる人たちが兄弟に東京でやるとか。そういう活動というもの。そのためには、まず、市庁舎の職員のまず、そういう意識を高めようということで職員からの紹介、要するに尾鷲市以外に住んでいる方、要するに働いている、収入のある方を紹介してくれと。この前始めたばかりですので、まだ数字があれなんですけれども、実際問題、市の職員から紹介状というのが1,000件以上集まっています。それをさらにふやそうと思っております。そういった取り組みで今、その方々に依頼状、あるいはパンフレットを早急に出さなきゃなんないなど。これがあと1週間ぐらいしたら全部出せると思って、この1,000通につきましては。まあ、こういう話とか。

もう一つは、やはりやっぱりお客様は何ととっても、ふるさと納税の品物のよさによってやっぱりこれは欲しい、尾鷲の生の魚の刺身が食べたいとか、いろんながあると思います。やはりカタログのやっぱり中身を精査しながら、よりお客様のニーズの多い商品群も選ばなきゃなんない。まあ、こういった話。それで、今までやっていた東紀州の13市町のこういったものもやっていかなきゃならん。だから、実勢のあるものについてはそれをバージョンアップしながらどんどんどんどんやります。

それで、一番大事なのは、先ほどおっしゃっていましたように、実績として9,000万強のふるさと納税のあれがあるわけなのね。その人たちにまた継続するというのでどういう対応をしていくのかと。まず、やはりいただいた、要するに寄附していただいてありがとうございます、もうお礼状がまず大事だと思います。それを含めた、今回、昨年も同じような形の中でおわせ港まつりの花火大会に御招待しようというような取り組みも、実績をバージョンアップさせながら、やっていきながら、さらに新たなものの取り組み。

当然のことながら、今後、今でも随時やっているんですけども、市民の方々にどう告知していくのか、尾鷲市が、おっしゃっていましたよね。市民の方々に尾鷲市はふるさと納税の獲得に力を入れていますよということにつきましては、いろんな場で私、言っております。きちんと説明して、協力依頼し、特に今後の場合に、7月からまたいろんなところに出かけるわけなんですけど、そういう形の中で場を利用しながら、ふるさと納税の重要性ということをご理解いた

だきながら、要するに尾鷲市民の方々がもうかなりの数の方々がこれに協力していただくべく、要するに行動を起こさなきゃなんないと。

そういうふうな形で今回、一つの大きな施策の中のふるさと納税の拡大キャンペーンですので、これについては当然のことながら力を入れて、今、状況として、尾鷲市の職員の中ではそういうモチベーションというものは高まっているということとは事実として申し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 市長がいろんなどころの会でいろんなお願いをしていたというのとは聞いていますし、個人的には200件とか230件とかというお願いをしてもらったのは十分伝わってくるわけです。

ただ、その中でやっぱり尾鷲市で170名の方、全てとは言いませんけれども、今まで病院にも二百何十名の方がいる中で、議員の方も13名います。要はこういうのも一致団結してやることによって、やっぱりそれなりの結果というのは後についてくる。だから、そういう行動を起こす部分と、今言ったふるさとチョイスとかいろんなポータルサイトありますけれども、そういうところの充実を図るとか、それで、品数を152件という数字が出ていますけれども、そういうものもふやしていくのか、それを充実していくのか、また別問題としまして、どれだけの会議というか話し合いをする場を持つかどうかわかりませんが、そこら辺の意思の疎通をしていかないと、全てが、誰が一生懸命やっておるかかわらん状態になってしまって、終わってしまうというような結末に決してならないようにお願いしたいということと、尾鷲市の僕はこういうデータしかわかりませんが、先ほど言ったホームページで見るという方は63.3%います。それで、尾鷲市の知人からの紹介というのとは105件の3.9%です。やっぱりこういうところの掘り起こしとか深掘りをしていかないと、やはり問題、課題という部分を解決しつつ、それは結果がどうかわかりませんが、わかりませんが、そういうアクションを起こすことによって何が問題なのか、何が課題なのかということもやっぱり十分に認識する必要があると思います。

だんだんと行政は行政だけの仕事をしたらいいという時代はもう終わっています。いかに地域の方と一緒に話をしながら、ええ尾鷲をつくっていくというような気持ちがない限り、尾鷲の発展はないと僕は思っています。ですから、そういうことも含めて、頼めるところには頼める体制づくりをする。それはお願いです

から、結果がええようにいくことばかりありません。ただし、そういうことの行動を市民の人に知っていただく、あとは品数のポータルサイトとか、そういう部分はあります。尾鷲市で検索すると、尾鷲市ふるさと納税というのはヒットしないんですね。どここの市って入れたら、何々市ふるさと納税とかというのは検索でぽっと出てくるところがあるんですけども、そういうところの、僕はあんまりそういうパソコンなんかのことは得意でもありませんけれども、どのようにしたらヒットするかとか、そういう部分も一つのやり方ですし、今後、12月までにそういう御厚意をしていただいた方のアンケートとか、やっぱり最後まで考えていって、やっていくということがやっぱりそういうことが積み重ねになると思いますので十分、あと残りちょっとしかありません。

自然に平成27年ごろからふるさと納税という全体的な国民の関心も高まっておって、平成28年度の全国平均は1億5,000万です。1億5,900万。ですから、1億5,000万は平均のところでは言っているわけですね。そして、尾鷲市よりもっと小さい南伊勢町なんか、1億何千万のふるさと納税資金が集まっています。人口何千人のところ。紀北町もしかりです。人口の多いところは多いところでありましてけれども、やっぱりそういうものを尾鷲観光物産協会、そういうところとの関係もあるでしょうし、どこでもそういうものをつくりながら、最後はそこら辺の発想ということになるわけですけども、そこら辺をしっかりとしていかないと、納税してもらったが、その対応はできないとか、後手後手になるような対応ではやっぱり納税者の方には満足していただけない状態にもなるかもわからん。そういうことも心配しながら、やっぱりやっていくべきかなと思えますので、5,000万の予算を計上してあります。どういう形で使うのかという部分は、返礼品に約50%。1億5,000万の目標の5,000万は返礼品のほうに行くような形ですけども、そこら辺を十分吟味していくということが、前に進むということが大事なのかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、この大変さをやっぱり十分お互いに認識しながら、今回、目標という部分があるんですから、達成できたらよろしいですし、達成できなかったときでも何でかという部分を話し合って、行政として体制をやっぱり強固にするということが大事なのかなと思えますので。

これは今後、ずっと続きます。総務省のほうのふるさと納税というのは、どんどん続くと思えます。どこかで切れるのかどうか知りませんが、続くと仮

定できる話だと思いますので、それが尾鷲市の財政の全てを期待してどうこうはできません。あった分を使わせていただくという形になると思いますので、そこら辺も十分今後の大事な柱になってくるとと思いますので、ここら辺をきちっと構築することは大事かなと思っています。

これ以上、答弁を求めることというのではないかもわかりません。最後に、市長、何か言っていただくことがありましたら。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 本当にありがとうございます。

私自身は、一つの目標を掲げたときに、途中でこれ、できるできないの議論じゃないと思います。最後の最後まで、要するにその目標に向かって頑張る。そのためにはどうしたらいいか。それが十分僕は芽生えつつあると思います。それは何なのかというと、要するに職員の意識が向上してきたということ。

最後にちょっとこの場をおかりして、議員の皆様方をお願いしたいんですけれども、やっと職員のほうからの紹介状云々でリストがまとまりつつあって、1,000件以上の、先ほど申しましたように、紹介状をして、今、それを送付すべく準備を進めておるわけなんですけれども、議員の皆様でも尾鷲以外の知人の方がいらっしゃるしまして、そういう所得のある方がいらっしゃったら、ぜひまた名簿を頂戴して、ふるさと納税の御依頼文書をつけて出ささせていただきたいと思いますので、ぜひ御協力をよろしくお願いします。

なお、市民の方々につきましてはこれから、一応ベースの職員のほうが全部できましたので、そろそろ今度は市民の方々に動こうかと。以前にもずっと動いておりましたんですけれども、これから積極的に動きながら、あくまでも何と申しましても、要はふるさと納税は貴重な財源でございますので、これに向かってやっぱり全庁一丸となって頑張っていきたいと思いますので、御協力のほうをぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

議長（三鬼孝之議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 私、議員のほうでも本当に協力してやらないといけないと思っていますので、ひとつ、よりみんなが活動しやすい、動きやすい状態、やっぱりこれは頭をまずは下げるといってお願ひするということになってくると思いますので、その当たり外れはあるかもわかりません、そういうことは度外視しまして、やっぱりお願ひするということがまず、第一歩の行動かなとペーパー上は思いますので、パソコンのインターネット上はまた別問題ですけれども、そう

いうところから周知徹底を図っていただきたいなと思っています。

これで私の一般質問は終わり……。

市長（加藤千速君） 議長。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私の冒頭に申し上げました説明がちょっと数字が間違っておりまして、ここ数年、年間7,000万円以上の収入がありと、平均して7,000万。億って言ったのが全然記憶がないんですよ。7,000万の間違いでございますので、訂正しておわび申し上げます。済みません。

議長（三鬼孝之議員） よろしいですか。

12番（野田拓雄議員） これで終わります。

議長（三鬼孝之議員） ここで休憩いたします。再開は14時からいたします。

〔休憩 午後 1時49分〕

〔再開 午後 1時59分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩に引き続き一般質問を行います。

次に、2番、内山將文議員。

〔2番（内山將文議員）登壇〕

2番（内山將文議員） こんにちは。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

山々の緑も雨に打たれて色濃くなった6月。早いもので昨年の初当選から1年がたちました。この1年間は、私にとってさらに尾鷲市の発展に努力する気持ちを再認識させていただく1年であり、希望が持てる取り組みを探求できる1年でもありました。

ことしの春は、前回の一般質問でも取り上げさせていただいた中村山の整備を市民有志の皆様のお力のもとに景観が回復し、中村山公園でのお花見イベントなどを開催させていただくことができました。町の中心にあるこのシンボルは防災の面、憩いの場として大切な山であることを実感できました。改めてお礼申し上げます。私自身も今後も整備を継続し、市内各所の公園等にも目を向けて取り組んでまいりたいと思います。

そんな中、尾鷲市の各スポーツの頼もしい話題、各イベントの活発な話題とともに、平成30年3月19日三重とこわか国体正式競技として水泳競技オープンウォータースイミング種目が三木里海水浴場に選定されたという待ちに待った知らせがあり、これからの尾鷲市の希望の一つが実ったのではないかとうれしく思

いました。私のような一市民ではございますが、スポーツ推進派として、御尽力いただきました関係者皆様に感謝を申し上げるとともに、大会の成功と各スポーツの発展に御協力お願い申し上げます。

私自身も2年前からオープンウォータースイミング三木里大会の競技役員としてサポートさせていただき、昨年はライフセービングの資格取得と国体サポートに向けて準備を進めております。最近では、三木里の避難路や学校など、大会と関連する各主要箇所の視察、静岡県沼津市のオープンウォータースイミングのサーキットシリーズを上岡議員とともに視察に行っていました。これまでの調査を参考にして、これからも準備を進めていきたいと思っております。

そして、今回、まず、述べておきたいことは、三重とこわか国体を盛り上げ、強化していく上で、大会を成功させるだけではなく、その過程とその後が大切なこと、誘致が決まった競技を強化するだけでなく、野球、サッカー、陸上、空手、柔道、剣道、テニス、卓球、バドミントン、バスケットボール、バレーボールなど、各スポーツの発展にも視野を入れて取り組んでいかななくてはならないことであります。各スポーツの発展は、子供たちの心と体の育成にもつながり、市民の皆様健康維持に、そして、何より町の活力にもつながります。

そこで、今回の主な内容は、希望あるこの三重とこわか国体開催に向けての現状と課題、今後の方向性、アクションプランについて、これらを具体的に協議する時期が来ましたので建設的な議論ができますよう、質問を始めてまいります。

それでは、尾鷲市教育ビジョン後期推進計画から生涯教育の推進、スポーツ推進について、アクションプランを今後の方向性ととも詳細をお聞かせください。

壇上からは以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 先ほど、内山議員のほうからの御質問、あるいは要請に対しまして、まずは、私のほうからは、三重とこわか国体が本市で競技が開催されるに当たって、私、市長としての思いをまず、述べさせていただきたい、このように思っております。

2021年に三重県におきまして、1975年以来46年ぶりに我が国で最大のスポーツの祭典である国民体育大会が開催予定であり、本市におきましても正式競技としてオープンウォータースイミング、デモンストレーションスポーツとしてユニカール、ウォーキング、クップ競技の開催が予定されております。

これら競技の選定におきましては、これまで地域において各競技の普及に御尽力いただきました関係者の皆様方の活動を初め、オープンウォータースイミングの会場となる三木里海水浴場の美しい環境、クップの競技セットに活用予定の尾鷲ヒノキなど、本市の地域資源の活用等が選定理由ともなっており、これらにかかわる関係者の皆様の御努力に対し、この場をおかりしまして感謝申し上げます。

本市での国体競技の開催は市民のスポーツへの関心を高め、さらなるスポーツ活動の普及、発展に大きく寄与するものであり、大変喜ばしいことであると考えております。また、本大会を尾鷲の魅力为全国に発信する絶好の機会と捉え、地域への交流人口の増加やまちの活性化につなげてまいりたいと考えております。三重とこわか国体の開催に当たりましては、市民の皆様方の総力を結集し、成功につなげてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。

なお、尾鷲市教育ビジョンにおけるスポーツ推進の詳細につきましては、教育長より説明いたさせます。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 教育長。

教育長（二村直司君） それでは、私から尾鷲市教育ビジョン生涯教育の推進、スポーツの推進における今後の方向性やアクションプランについて御説明いたします。

生涯スポーツの推進につきましては、市民による競技サークルの活動が活発であり、ユニカールやウオーキング競技なども早くから広く行われてきております。このような中で生涯スポーツを通して子供から高齢者まで誰もがスポーツに親しめる機会や交流の場を設け、競技団体や愛好者らと協力して、ニュースポーツの普及、振興を進めております。また、国体のデモンストレーションスポーツとして決定しておりますユニカール、ウオーキング、クップ競技につきましては、関係機関、団体、学校関係者等とも連携しながら、体験会の実施や各種イベントにおける国体PRブースの設置などを行って、広く呼びかけ、推進してまいります。

また、競技スポーツの振興といたしましては、国体正式競技でもあるオープンウォータースイミング大会の支援を継続するとともに、体育協会やスポーツ少年団と連携しながら、バレーボール、剣道、柔道など、各種スポーツ競技における著名なアスリートを招いた実技指導の機会を設けております。

今後とも団体関係者と連携しながら、競技や指導者の育成につきましても支援してまいりたいと考えております。特に本市での国体競技の開催を契機としまして、

大会の成功はもとより、生涯スポーツや競技スポーツ活動の推進、進行を図ってまいりたいと考えておりますので、市民及び関係団体の皆様並びに議員の皆様におかれましても御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） 強化支援のことが確認できましたので、それでは、次に、国体に関連して、環境整備、組織体制についてお聞きします。

まずは、環境整備についてです。三重とこわか国体を機にいろいろと活用できるものが生まれてくるのではないのでしょうか。それでは、幾つか質問及び提案させていただきます。

一つ目として、現在、三木里海水浴場には温水シャワーがありません。オープンウォータースイミングは天候が悪くても警報が出なければ開催されますし、1時間半から2時間かけてレースを繰り広げた選手たちは体が冷え切ってしまいます。そして、温水シャワーは海水浴客も今後、利用できます。これについてはどうお考えでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 国体に向けた環境整備における三木里海水浴での温水シャワー対応につきましては、議員御指摘のとおり、オープンウォータースイミング競技での長時間のレース、こういうことになるため、夏場の開催ではありますけれども体温の低下が予想され、選手の皆さんへの今後のよりよい環境づくり面での御提案と受けとめております。

今後、国体に向けた対応を初めとしまして、各種の取り組み状況等も勘案した上で、議員御提案の温水シャワーへの対応につきましても検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） では、この内容に加えて、こういったものを備える複合施設の設置はどうでしょうか。コミュニティーセンターの活用、休校校舎の活用、集客も考えていく上で必要ではないでしょうか。合宿、民宿ができる場、レセプションミーティングができる場、海の家、健康体操スタジオ、タラソウオーキング、砂浜を活用できる健康増進の拠点、マリンスポーツ、アクティビティの拠点、学校課外授業を受け入れる場、そして何より市民が集える場、これらを複合的に備える施設があれば、都市部からの観光面も含め、市民皆様が三木里海水浴場をもっと利用し、もっとPRしていけるのではないのでしょうか。

これについて、市長のお考えをお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員おっしゃるとおり、三木里海水浴場につきましては、夏場の海水浴場としてはもちろんのこと、タラソウオーキングによる健康づくりやシーカヤック等、レクリエーションなど、さまざまな活用が考えられる重要な観光資源であると考えております。また、オープンウォータースイミング三重オープンにおきましても、全国から参加するトップアスリートなどから、その美しさも含めて、三木里海水浴場は大変高い評価をいただいております。今回、三木里海水浴場が国体競技であるオープンウォータースイミング競技の会場に内定したことも大きなPRにつながると考えており、その魅力につきましては、情報発信していくことで利用促進及びPRを大いに図っていききたいと、このように考えております。

議員の御提案の複合施設の設置につきましては、今、現状を考えた場合に、新たな施設整備というのは非常に難しく、既存施設の利活用をまず、検討してみたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 2番、内山議員。

2番（内山将文議員） わかりました。検討をよろしく願いいたします。

次に、安全面についてです。

まず、避難経路及び高台の確保ですが、選手もそうなんですが、海水浴を楽しむ方々の遊泳中からの避難を想定していかななくてはならないこと、そして、救助に関しては備品がありません。例えば、レスキューボード、レスキューチューブなど、直接人命救助にかかわるものがないのです。安全を確保することでこれからも日本選手権、サーキットシリーズを日本水泳連盟に認定、継続していただくことや、これからの安心な観光利用しやすい場としての集客が望めるのではないのでしょうか。

市長のお考えをお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 国体での競技開催などにおける三木里海水浴場の来訪者への安全面につきましては、いろんなことが想定されますけれども、我々としてはまずは、三重オープンのときにも皆さん方に御説明しているわけなんですけれども、地震発生時の津波からの避難場所、これとしましてはJR三木里駅前広場とか三木里小学校を指定しております。先ほど申しましたように、毎回、オープンウオ

ータースイミング三重オープンでは、地震発生時における会場から三木里小学校への避難について、開会式等で選手や関係者の皆さんに対して呼びかけさせていただいていると。もう議員、御存じのとおりでございます。

また、先ほどの御指摘の救助用の備品につきましては、現状、ライフセーバー関係者の協力により対応しているのが現状でございます。そういった中、今後、国体での競技開催等に向けた安全確保の面でのレスキューボート、あるいはレスキューチューブ等の救助備品の手当てにつきましては、各備品の利用頻度、あるいは必要数、こういったものを十分検討した上で、その整備方法等について検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） わかりました。

次に、まち全体の宿泊受け入れについてです。

国体では、さまざまな種目の競技者、観戦者が三重県に集まります。つまり、スポーツ観光、スポーツツーリズムのチャンスに、これからも国体競技のみならず、さまざまなスポーツにおいて尾鷲市を宿泊の場を選択していただけるよう、商工、観光、物産を含め、連携のかけ橋に、加藤市長に強くお願い申し上げます。

今現在の市長のお考え、展望はどのようなものでしょうか。お聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどの御質問については、本市を要するに、尾鷲市を宿泊の場を選んでいただくためのいろんな考え、手段とか、そういった、そういう考えや展望について、そういう御質問だと認識しております。

2021年にとこわか国体が開催されるまでには、まず、全国高校総体が本年度に三重県で開催される、あるいは、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなどとなっていて、本市にとりましても近年まれに見るスポーツへの関心が高まっていくこれからの時期であると、このように認識しております。そのような状況下において、議員のおっしゃられるとおり、国体開催時は本市へのスポーツ観光、あるいはスポーツツーリズムによる集客のチャンスでもあると考えております。そういった中、本市におきましては、食、歴史、文化、自然、人、こういう地域の魅力が数々あることから、国体開催における集客のチャンスを生かすために訪れていただく方々に対して本市の魅力を横断的、一体的に提供して、それによって食べる、買う、そして泊まるなどの行動につなげていけるように一層取り組んでまいりたいと、このように思っています。

また、私といたしましても、商工、観光等の連携のかけ橋となるように今後も努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） ぜひお願い申し上げます。

それでは、次に、組織体制について幾つかお聞きしていきます。

まず、来年度の国体担当職員の人員増は考えておられるでしょうか。現在、考えられる中でも、正式競技、デモンストレーション競技、観光、商工、交通面、設営、強化推進、普及など、各課との連携もさることながら、担当の仕事は山積みであります。3年後の9月はもうすぐそこです。幾つかある喫緊の課題の一つとして早目の対応とチャンスを逃さぬよう、早々に職員の準備体制を必要と考えます。そのことについてはどうお考えかお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 国体の担当職員の人員配置についてであります。76回の国民体育大会におきましては、先ほどまで何度も申し上げておりますように、本市開催競技となるオープンウォータースイミング競技等の円滑な運営を図るため、事務局を担う生涯学習課の人員配置につきましては、これまで担当課長から本大会までのスケジュールや要望などを聞き取りまして、まず、本年度は1名の増員を図ったところでございます。

また、来年度以降につきましては、来月29日に開催され、本市において3度目の開催になりますオープンウォータースイミングの三重オープンでの運営課題の抽出とか、あるいは、先般設立しました尾鷲市準備委員会が本年8月には実行委員会に移行されることにより、業務の拡大等を考慮しながら、適切な人員配置を今後、検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、2021年の本大会を成功させるためには、市役所全体で取り組みなければならないものと私は考えております。

議長（三鬼孝之議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） 開催するだけでなく、成功するために人員は必要と考えますから、ぜひよろしく願い申し上げます。

次に、国体準備委員会から実行委員会という多種多様な専門家が集まるすばらしいこの機会に、国体だけでなくいろいろなイベントや尾鷲市をPRしていく取り組み、発展する取り組みに市民みんなで連携、そして、協力できる体制づくりを検討してみたいかがでしょうか。

市民みんなでスポーツ大会に協力できる体制や、市民みんなで尾鷲を盛り上げる祭りやイベントの協力体制など、これこそオール尾鷲ではないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、国体準備委員会及び実行委員会の設立を契機としまして、尾鷲にはいろんな各種イベント、尾鷲のPR、あるいは、発展につながる市民との連携、協力による体制づくりにつきましては、私は、議員おっしゃるように、大事な話だと思っております。

これまでも本市においては、おわせ港まつり、あるいは、おわせ海・山ツアーウォークなど、市を挙げて行うイベント等におきましては、多くの市民や関係機関、団体、専門家が参画する実行委員会を組織して、企画、運営を行っているところでございます。御提案いただきましたオール尾鷲の体制づくりに関しましては、これまでの各種イベント等における実行委員会体制等の実績や、これからの国体準備委員会実行委員会の運営経験などを踏まえた上で検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） 次に、デモンストレーション競技についてです。

これは年齢を問わず、体の不自由な方も参加することができ、生涯スポーツ、健康スポーツ、体力づくりとして重要な役割を果たしている種目でございますが、普及に向けてのこれまでの取り組みを披露していただくとともに、私からは先ほどのオール尾鷲の話と同様に、さまざまなイベント会場にて国体特設ブースを設けることや、各学校にて子供たちに体験してもらえるようにどんどん盛り上げていってほしいと思います。

少し厳しいことを言いますが、いまだにクッブ、ユニカール、ウォーキング、そしてオープンウォータースイミングってどんな競技なのと聞かれることや、デモンストレーション競技の存在も名前も知らない人が多いのが現実です。私も微力ながら普及に努めさせていただいておりますが、デモンストレーション競技については、昨年7月に選定され、約1年がたつ現在の状況を胸に置き、周知、そして普及に力を入れていただきたく思います。このことについてはどうお考えですか。

議長（三鬼孝之議員） 教育長。

教育長（二村直司君） デモンストレーションスポーツの普及についてであります。

これらは議員御指摘のとおり、誰もが参加し、楽しむことができる生涯スポーツとして本市のスポーツ振興を図る上でも今後、大きな柱の一つとして位置づけております。

しかしながら、現在のところ、市民の皆様を初め、一般の方々における認知度がまだ十分でないことは確かでございます。こうした状況を踏まえて、国体での競技開催に向け、普及推進につきましては今後、一層競技団体や関係団体、学校などとの連携を強めて、各競技における体験会の開催などを積極的に進めていきたいというふうに考えております。また、各種イベントの開催時における国体特設PRブースの設置につきましても国体準備委員会、実行委員会での議論も踏まえながら、その機会を積極的に設けてまいりたいというふうに考えております。

今後、取り組みの詳細につきましては、担当課長より説明いたさせます。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） 私からは、これまでの競技普及や国体PR特設ブース設置の実績と今後の取り組みなどについて御説明させていただきます。

まず、ウォーキングにつきましては、これまでおわせ海・山ツデーウォークや健康ウォーキングを通じて普及を行っており、今後もこれらの取り組みと連携しながら、普及、振興を図りたいと考えております。

次に、クップにつきましては、今年度尾鷲ヒノキ製の競技セットを90組作成し、市内の各コミュニティーセンターや学校へ配置を行うとともに。ことし3月にクップ普及指導員となった市内のスポーツ関係者らとともに競技体験会を実施するなど、普及を図ってまいります。

ユニカールにつきましては、先般、5月27日に尾鷲スポーツクラブや尾鷲市スポーツレクリエーション協会とともに体験会を開催しており、議員の皆様を初め、41名の方に参加をいただいております。このほか、いきいき尾鷲っ子においても、ことし3月7日には矢浜小学校で児童22名がユニカールを体験しております。また、7月7日には小学生50名を対象に、ユニカールとクップの体験会を開催する予定となっております。

一方、国体PRにおけるイベント等での国体特設PRブースの設置につきましては、昨年度はおわせ海・山ツデーウォークの会場において三重県と連携して実施しており、今年度においては、7月29日の三木里海水浴場におけるオープンウォータースイミング三重オープンの会場においてPRを予定しております。

今後とも国体に向けて、各競技の普及及びPR、周知を進めてまいりますので、

皆様方におかれましても御協力、御参加をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） 特にクップについての体験会を望む声が出ていますので、ぜひお願いします。

最後に、国体開催成功と尾鷲の魅力発信、そして発展に望む気持ちは同じでありますから、私もできる限り協力し、努力していく所存であります。

また、具体的な提案ができましたら一般質問させていただきます。成功させましょう。よろしくお願いします。終わります。

議長（三鬼孝之議員） 答弁、よろしいですか。

よろしい。

市長。

市長（加藤千速君） 先ほど、内山議員のほうから、できる限り協力し、努力していく所存だと。それで、成功させましょうと。気持ちは私も同じでございますので、ぜひ一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、あす12日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて閉会いたします。

〔散会 午後 2時29分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 高 村 泰 徳

署 名 議 員 野 田 拡 雄